

あさのえくこ 議員 2026(令和8)年定例会6月定例会議 一般質問資料

🏠 つくろい東京ファンド > ブログ一覧ページ > ブログ > お知らせ > 生活保護の利用を妨げている要因は何か？～年末年始アンケート調査結果の概要

コロナ禍における生活困窮者支援活動では、生活に困窮している人に支援者が生活保護制度の利用を勧めても、忌避感を示される方が多いことが課題になっています。

つくろい東京ファンドでは、生活保護制度の利用を妨げている要因を探り、制度を利用しやすくするための提言につなげるため、年末年始の生活困窮者向け相談会に来られた方々を対象に生活保護利用に関するアンケート調査を実施しました。

以下に調査結果の概要をお知らせします。[アンケート用紙及び全体版は、こちらからダウンロードしてください。](#)

実施日 2020年12月31日～2021年1月3日

方法 他記式アンケート調査

聞き取り票数 165票（個人164人、カップル1組）

聞き取り場所

12月31日 東池袋中央公園 緊急相談会会場

1月1日 聖イグナチオ教会 年越し大人食堂2021会場

1月2日 大久保公園 年越し支援・コロナ被害相談村会場

1月3日 聖イグナチオ教会 年越し大人食堂2021会場

実施主体 一般社団法人つくろい東京ファンド

文責 稲葉剛（一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事、立教大学大学院客員教授）

お問い合わせ メール： info@tsukuroi.tokyo

出典：一般社団法人つくろい東京ファンドウェブサイト
<https://tsukuroi.tokyo/2021/01/16/1487/> より抜粋

【現在、利用している方(A)、過去に利用していた方(B)へ】

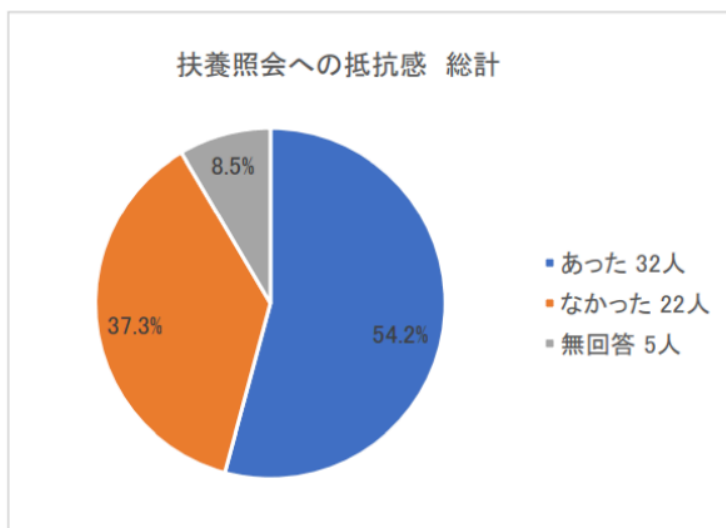
生活保護を申請するにあたって、扶養照会に心理的な抵抗感ありましたか？

あった なかった

「あった」方、良かったら、具体的に教えてください。()

扶養照会への抵抗感

	あった	なかった	無回答	計
A(現在利用) (%)	51.3	45.9	2.7	100.0
B(過去利用) (%)	59.1	22.7	18.1	100.0
計 (%)	54.2	37.3	8.5	100.0



利用歴のある人の中で、「抵抗感があった」と回答した人が半数を超えました。

*Aグループ(現在利用)の記述抜粋

家族から縁を切られるのではと思った。

親子の関係切れてる人ほとんど。放っておいてほしい。

嫌だけれどしょうがない。従わないとやってくれない。

知られたくない。田舎だから親戚にも知られてしまう。

困ります。一回きょうだいが迎えに来て困った。その時もお金を一回置いていっただけ。どうにもならない。

家族はいいが、親戚に知られたら家族への風当たりが強くなるのではないかと不安。

家族に知られるのが一番のハードル

利用歴のある人の中で、「抵抗感があった」と回答した人が半数を超えました。

*Aグループ（現在利用）の記述抜粋

家族から縁を切られるのではと思った。

親子の関係切れてる人ほとんど。放っておいてほしい。

嫌だけどうしょうがない。従わないとやってくれない。

知られたくない。田舎だから親戚にも知られてしまう。

困ります。一回きょうだいが迎えに来て困った。その時もお金を一回置いていっただけ。どうにもならない。

家族はいいが、親戚に知られたら家族への風当たりが強くなるのではないかと不安。

家族に知られるのが一番のハードル

*Bグループ（過去利用）の記述抜粋

（扶養照会は）ないに越したことはないが、「しなきゃならない」と言われたらこっちはなすすべがない。

以前利用した際、不仲の親に連絡された。妹には絶縁され、親は「援助する」と答え（申請が）却下された。実家に戻ったら親は面倒など見てくれず、路上生活に。

はずかしい。やるせない。

嫌ですよ、そりゃね。両親は亡くなってるが、きょうだいはもう別々なので。

親とはいつもケンカしている。北海道から東京へ。

親は80超えているので心配かけたくない

嫌だった。追い返され諦めていた。もう一回申請するか悩んでいるが、扶養照会が嫌。

親に知られたくなかった

（役所の対応）

名古屋で受けていた時のCWの対応が悪くなかった。自殺未遂した翌日にうちにきて、「なんだ、生きてたのか」と言われた。

担当者との折り合いが悪い。昨年2月に保護切った。

就労指導が厳しかった。

プライバシーに介入された。精神疾患があるのに北区の対応はひどい。

（相部屋）

池袋の山手や世田谷のSS,大田区のひどい施設に入れられ、嫌になって保護を切った。

施設の待遇が悪い。食事悪い。設備悪い。

役所は人のプライバシーにズカズカ。台東区でSSに入れられそうになったり、別の区でもやはり施設。金をたかられたり、人間トラブルの温床だった。

（自分の力）

まだ大丈夫かな...

最悪の事態になったら（制度に）すぎるしかない。底辺になったら、みんなそれ以上の生活をしなくちゃいけないと思う。

とりあえず今は自分で動けるが...

（その他・無回答）

介護していた妻が12月に亡くなったので警備の仕事 시작했다。週に2~3回働けば10万になるから生保をやめた。

制度をきちんと知らない人が多い。選挙権がなくなる、就職、結婚に不利というデマ。

（役所の対応）

窓口に行くと、若いからと自立支援に誘導されてしまう。

コロナで仕事なくて葛飾区に相談したら、五体満足なんだから働けと言われた。

イヤミを言われる。ガミガミ言われるくらいならいいや。シナリオがあって、わざと怒らせようとしているのか？

若いから働くように言われた。（水際）

若いし健康だから。60過ぎの知り合いがダメだったから、自分は尚更無理だ。

引きこもり。保健所に行ったが生保は止められる感じだった。家庭が複雑。家族との不仲を訴えても、家族関係ないと言われ、あなたが悪いのでは？と言われ

る。経済状況まで細かく聞かれて、言い淀んでいたら、「お金けっこうあるんじゃない？」と言われ、拳句に実家を頼れと。

二か所で相談したことがあるが、貯金10万あったら生活費に充てると言われた。

千代田区は相談に行っても保護を受け付けてくれない。港区はあなたは浮浪者じゃありませんと決めつけて話を聞かない。80過ぎても仕事あるよと紹介された。

福祉事務所で断られた。

相手にしてくれない

年 月 日

扶養照会に関する申出書

福祉事務所長 殿

氏 名 _____

1 私には、以下の扶養義務者がいますが、扶養照会は、しないでください。

〈実在する扶養義務者（同居していない親族）と私との関係〉（✓をつけてください）

婚姻関係にある配偶者 中学3年以下の子の親（離婚した元配偶者等）

父 母 子 祖父 祖母 孫 兄弟姉妹

2 1の詳細と扶養照会をして欲しくない具体的理由は別紙のとおりです。

3 なお、私には、仕送りしてくれる可能性が高い「おじ・おば、甥・姪」はいません。

以下の場合、福祉事務所は扶養照会をしてはならないことになっています【別冊問答集問5-1】。

- ① 夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者、その他当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者【課長通知第5問2③】

以下の場合、福祉事務所は扶養照会をしなくてよいことになっています【別冊問答集問5-1】。

- ② 当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者（家庭の主婦など）、未成年者、概ね70歳以上の高齢者、これらと同様と認められる者【課長通知第5問2①】
- ③ 当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐる対立している、縁が切られている等の著しい関係不良、一定期間（例えば10年程度）音信不通、その他要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者【課長通知第5問2②】
- ④ 上記のほか、扶養義務履行（仕送り）が期待できない者

この申出書は、生活保護を申請するあなたの扶養照会についての意向を明確にするためのものです。それぞれの親族が仕送りしてくれる可能性があるかどうかを、別紙のシートにご記入の上、セットで福祉事務所職員にご提出ください。

氏名： _____

＜親族の名前と間柄＞

	1	2	3	4	5	6
同居していない親族のお名前						
この親族とあなたとの関係（1枚目の1を参照）						

＜扶養照会をやめて欲しい理由＞ 当てはまるものに、✓か○をつけてください（複数回答可）。

別冊 問答集 5の1	問 2 ③	A	(この親族から) 暴力や虐待を受けたことがある						
		B	Aの他、この親族に扶養を求めることが、明らかに自分にとって有害である						
		※							
	問 2 ①	C	被保護者（生活保護利用者）である						
		D	施設入所者である						
		E	長期入院患者である						
		F	主婦・失業中など、主な稼ぎ手でない						
		G	未成年者である						
	問 2 ②	H	だいたい70才以上の高齢者である						
		I	この親族にお金を借りている						
		J	この親族と相続トラブルがある						
		K	縁が切れていて、著しく関係が悪い						
		L	一定期間（例えば10年程度）音信不通						
	※	M	その他、明らかに援助してもらえない事情がある						
※	N	A～M以外の理由で仕送りが期待できない							

＜※B・M・Nの具体的事情。その他、特に伝えておきたいこと＞

	<p>※B、M、Nに✓をつけた方は、その具体的事情をお書きください。</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--

くらし 生活安心のために



- 高齢で働けず、収入が減った
- 病気や障害で、働けない
- 収入が少なく、生活できない
- 子どもが小さく、思うように働けない
- 医療費の支払いに困っている

このような方は、民生委員 **福祉事務所** 町村役場にご相談ください。

市役所担当課を指すが、市民にはわかりづらい

生活保護のしおり

茨城県

目 次

生活保護とは

保護の申請は国民の権利です	1
保護を受けるまでの手続き	2
保護はこんなときに受けられます	3
保護を受けるときに	4
親・子・兄弟姉妹などからの ^{えんじょ} 援助について	6
保護の種類	7

生活保護を受けると

権利として保障されること	9
義務として守ってもらうこと	10
保護費の支払いの方法	11
保護費の返還	11
医療機関などにかかりたいとき	12
介護を受けたいとき	14
一時扶助について	15
生活保護から自立するとき	16
問い合わせ・相談先	16
申請・相談の窓口	17

生活保護とは

私たちは、病気やけがで働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなったり、年をとり収入が少なくなったりなど、いろいろな事情で生活費や医療費の支払い等に困ることがあります。

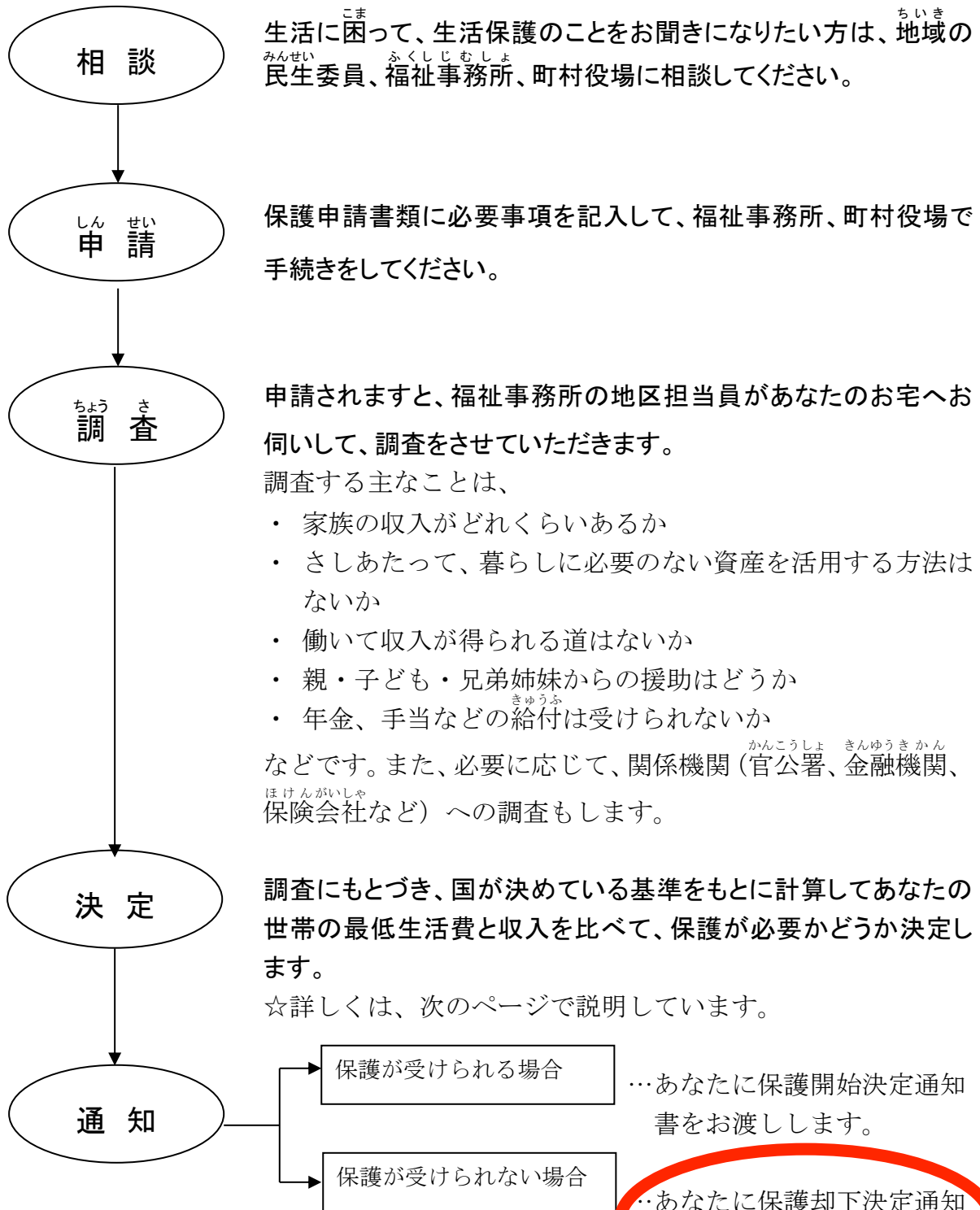
このようなとき、自分たちの能力や資産などを活用し、せいっぱい努力しても、なお生活ができない場合に、国が定める一定の基準に従って最低生活に不足する分についてお金を支給したり、医療や介護を受けられるようにするとともに、1日も早く、自分の力で生活をしていけるように手助けするのが生活保護制度です。

■保護の申請は国民の権利です

日本国憲法第25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められています。生活に困っているときは、生活保護法の定める一定の要件のもとに、誰でも生活保護を受けることができます。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。



■保護を受けるまでの手続き



却下されたらどうしていいのかわからない

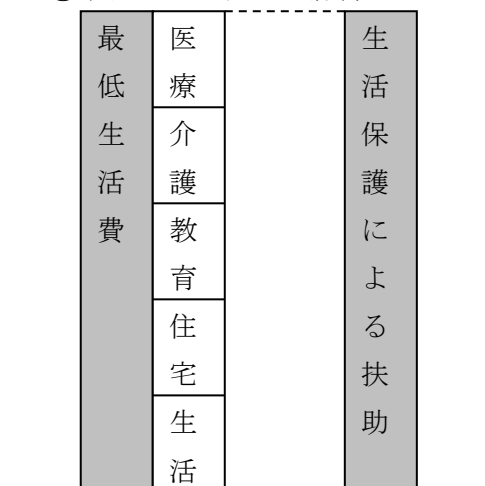
※保護が受けられるかどうかは、申請した日から14日以内、遅くとも30日以内に通知します。なお、30日を超えた場合には却下されたものとみなすことができます。

■保護はこんなときに受けられます

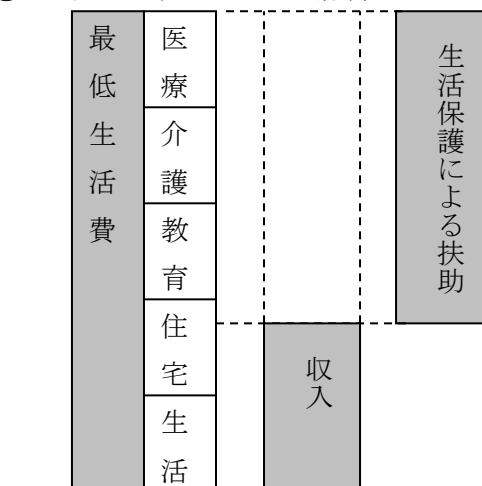
生活保護は原則としていっしょに生活している家族すべてをひとつの世帯として、世帯ごとに適用します。そして国が決めている基準（最低生活費）に比べて、世帯全体の収入額が不足する場合に、その不足する分を保護費として支給します。

《保護が受けられる場合》

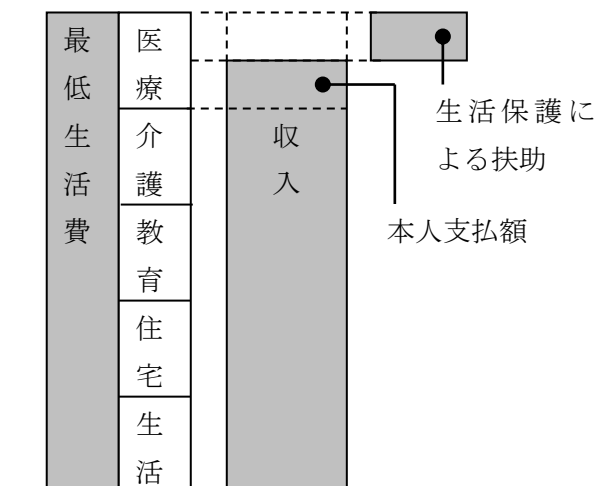
①収入が全くない場合



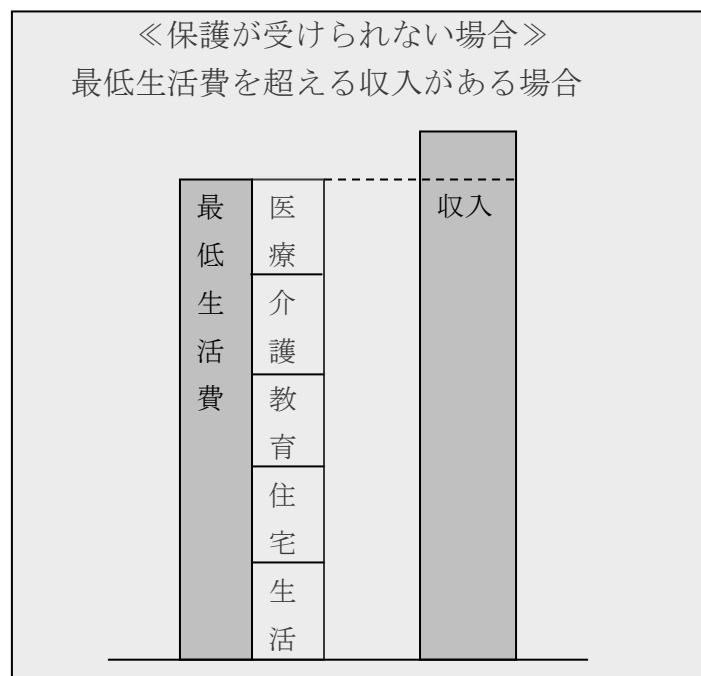
②いくらか収入がある場合



③収入はいくらかあるが医療費の支払いができない場合



《保護が受けられない場合》
最低生活費を超える収入がある場合



☆最低生活費とは…

それぞれの世帯の状況に応じて、国が決めている保護基準をもとに計算されます。

☆収入とは…

あなたやあなたの家族が働いて得た収入、年金や手当などの他の法律により支給される金銭、親族からの援助、預貯金、保険金、他人からの借金、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯の収入全部を合計したものです。

■保護を受けるときに

生活保護を受ける場合には、次のようなことが必要になります。

- 働ける人は能力に応じて働き、自分の力で生活できるようつとめてください。
- 暴力団員には原則として保護を適用しません。急迫した状況にある場合を除き、申請は却下します。
- 保有する現金や預貯金よちよきんは生活費にあててください。
- 貴金属ききんぞく、有価証券ゆうかしやうけんなどは処分して、生活費にあててください。
- 生命保険かいはくに加入している場合は、原則として解約して返戻金へんれいきんを生活費にあててください。ただし、解約返戻金及び保険料額が少額である場合には、保有が認められることがあります。
- ほかの社会保障制度しゃかいほしやう(例えば、傷病手当しやうびやうや雇用保険こやう・労災保険ろうさい・国民年金・厚生年金・児童手当ふやう・児童扶養手当ふやうなど)を受けられる場合は、すべて受けてください。
- 過去に年金担保貸付ねんきんたんぽかしつけや恩給担保貸付おんきゆうたんぽかしつけを利用するとともに生活保護を受けていた方が、再度年金担保貸付等を利用している場合、急迫した状況にある場合等を除き、原則として保護は適用できません。
- 自動車の保有・使用は原則として認められません。ただし、次のような場合には、保有・使用が認められることがありますので、福祉事務所に相談してください。
 - 1 障害(児)者、または公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が、通院等のため自動車を必要とする場合。
 - 2 障害者、または公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が、自動車により通勤する場合。

- 現在居住している建物・宅地については、保有が認められますが、それが非常に処分価値の高い場合は、売却してください。また、場合によっては「ようほごせたい要保護世帯向けふどうさんたんぽかたせいかつしきん不動産担保型生活資金」の貸付けを受けられることがありますので、ふくしじむしょ福祉事務所やしゃかいふくしきょうぎかい社会福祉協議会に相談してください。

なお、ローン付住宅については、原則として保有が認められません。ただし、ローンの支払いの繰り延べが行われている場合、またはローン返済期間も短期間でローン支払額も少額である場合には、保有を認められることがあります。
- 自分がこうさく耕作し、しゅうえき収益のある田・畑は保有が認められますが、耕作できない土地については、ばいきゃく売却やちんたい賃貸等資産としての活用を図ってください。
- 自分が事業用等で利用している山林・原野は保有が認められることがありますが、利用できない土地については、売却や賃貸等資産としての活用を図ってください。
- 保護を受けたときに、世帯の収入状況に変動があれば、すみやかに、福祉事務所へ届け出を行うこととなります。また、福祉事務所においても、保護を受けた方の課税状況調査を実施して、収入状況の把握を行っています。

☆詳しい内容については、ふくしじむしょ福祉事務所におたずねください。

■親・子・兄弟姉妹などからの^{えんじょ}援助について

- 親族(親・子ども・兄弟姉妹など)による^{ふよう}扶養は保護の要件ではないため、
扶養義務者(親族)が^{ふよう}扶養しないことを理由として、生活保護を受けられないと
いうことはありません。
- 親・子ども・兄弟姉妹など、民法上の^{ふようぎむ}扶養義務のある方から^{えんじょ}援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。
- 民法に定められた^{ふようぎむしや}扶養義務者か、そうなる可能性が高い方には、どの程度援助が受けられるかについて、申請後に調査を行います。扶養義務者との関係や、扶養ができるかについて聞き取りを行いますので、調査に支障がある場合には福祉事務所に相談ください。
(DV や^{ぎやくたい}虐待など、照会により自立を阻害することになる場合は、照会を行いません。)



せい かつ ほ ご 生活保護のしおり



この「しおり」は生活保護の制度について
説明したものです。

わからないことや、相談のあるかたは
お気軽に市役所2階15番窓口（生活援護課）まで
お声かけください。

また、電話によるお問い合わせもできます。

(☎0465-33-1463)

お だ わ ら し ふ く し じ む し ょ
小田原市福祉事務所
お だ わ ら し や く し ょ せい かつ えん こ か せい かつ えん こ か かり
(小田原市役所 生活援護課 生活援護係)



生活保護について

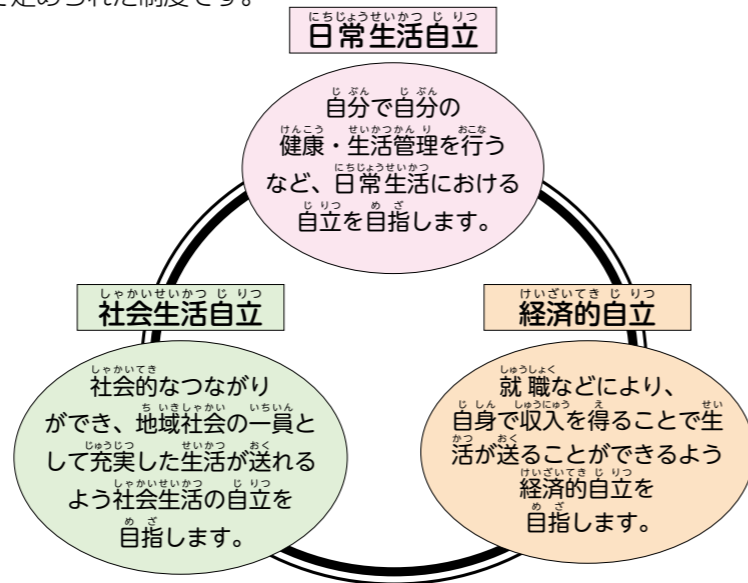
○生活保護とは

年金や給与などの収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回るかた（世帯）で、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができないかた（世帯）に、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法第25条や生活保護法で定められた制度です。

○生活保護の目的

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困るすべてのかたに、その状態に応じて必要な保護を行い、その生活を保障するとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的とします。

※自立とは…
「3つの自立」に向け、それぞれの利用者に合った自立支援を行います。



生活保護利用までの流れ

さまざまな理由で、生活することが難しくなってしまうことがあります。そんな時は、福祉事務所に相談してください。生活保護の利用だけでなく、そのかたの問題解消のため協力します。なお、生活保護の利用の際には、次の手続きが必要になります。

- 1 相談** お住まいの地域の福祉事務所に相談し、困っている内容を相談してください。
- 2 申請** 生活保護を希望するかたは、生活保護を利用するための申請書類を提出します。
- 3 調査** 生活保護の申請をすると、調査員が生活状況、資産状況などを調査します。調査のあと、生活保護による支援が必要かどうかを審査します。
- 4 利用開始** 生活保護の利用が決定したら、保護費の支給が始まります。また、ケースワーカーによる自立に向けた支援を開始します。



それでは、1~4の流れに沿って説明していきます。

1 相談 (生活にお困りになったら・・・)



生活に困っている、生活保護を利用したいと思ったら、福祉事務所に相談しましょう。相談時には、生活状況や資産状況、親族との交流状況などを確認します。プライベートな部分もあるため、できる範囲の話で構いませんので、気軽に相談してください。相談の中で、生活保護の制度について詳しく説明を聞き、生活保護の利用が必要な場合には申請をしてください。また、来所だけでなく、電話での相談もできます。

2 申請 (意思があればだれでも)

生活保護の利用には、本人の意思で申請することが必要です。生活保護の申請は、福祉事務所にいる申請書類に記入し、提出します。また、申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況を確認できる資料なども求めることがあります。

なお、何らかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で申請することもできます。
※明らかに窮乏した状況にあるときは、本人からの申請がなくても、福祉事務所の判断で生活保護の利用を開始する場合もあります。



3 調査 (調査内容と制度について)

ここでは、生活保護の決定に関わるものについて説明していきます。

●生活保護と資産の関係

生活保護の申請を受けると、銀行や生命保険会社などに資産調査を行います。預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など売却や活用が可能な資産がある場合には、その資産を売却して最低生活費に充てていただくこともあります。

ただし、居住用の不動産は原則として保有が認められます。また、個別の事情によっては、自動車やオートバイ、生命保険、学資保険の保有が認められる場合もありますので、相談してください。

●能力の活用

働ける能力があるかたは、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障がい、その他の理由で働けないかたは、その問題解決を優先とします。

なお、求職活動をするにあたり、就労支援や職業訓練等の支援も行っています。



●扶養義務について

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のあるかたから援助を受けることができる場合は受けてください。

なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることで、生活保護の利用ができないということにはなりません。

また、長期にわたり連絡を取っていない場合や、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせることもあるため、事前に相談してください。



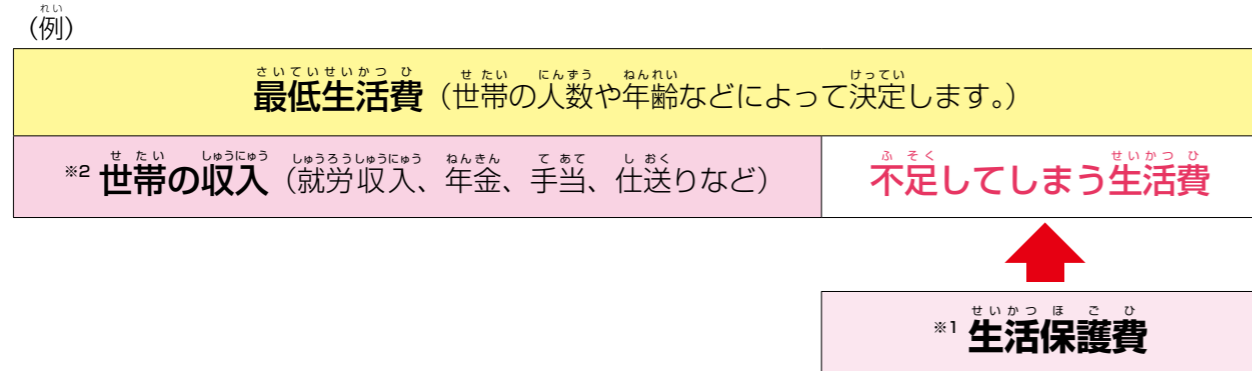
●ほかの制度の活用

生活保護以外にも年金、各種手当、医療助成、社会保障制度など、生活を支えるためのさまざまな公的な制度があります。活用が可能な制度がある場合には、それらを優先して活用していただきます。



●生活保護のしくみ

さまざまな調査をしたあと、生活保護の利用ができるかどうかの審査を行います。審査にあたっては、生活費や住居費、医療費などで算定される最低生活費（世帯単位）と世帯の収入（給料、各種手当、養育費なども含みます。）を比較して判定します。下図のように、最低生活費に対し、世帯の収入が不足する場合は生活保護を利用し、不足部分を補います。自分で得ることができる収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の利用はできません。



※1 生活保護費は、世帯員の年齢や人数、その世帯の収入額、冬季の暖房費、家賃額などで決定しますので、常に一定のものではありません。
※2 世帯の収入の認定方法（控除の取扱等）については、6ページで説明します。

●結果通知

申請した日から原則として14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内）に生活保護の利用ができるかどうかの結果を通知します。

4 利用開始（生活保護が始まったら…）

生活保護の利用が決定したかたには、担当するケースワーカーが自立に向けた支援を行います。

●生活保護の種類 生活保護を利用するかたは、生活上の必要に応じて、次に掲げる扶助を受けられます。

1 生活扶助

衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用を個人の年齢、また世帯の人数などで算定します。



2 住宅扶助

家賃、地代、住宅の補修などの費用を定められた限度額内で支給します。

なお、公営住宅の家賃は、原則として福祉事務所が直接納付します。



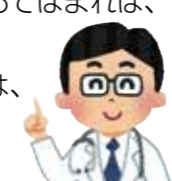
3 教育扶助

子どもが義務教育を受けるための学用品、給食費など最低限必要な経費を支給します。



4 医療扶助

医療費は*現物給付となるため、保険適用内であれば、自己負担が発生しません。治療材料や施術なども要件にあてはまれば、支給できるものもあります。なお、詳しい内容については、「医療扶助のしおり」をお読みください。



5 介護扶助

介護認定を受けているかたが介護サービスを受ける際の1割の自己負担分も*現物給付となるため、自己負担が発生しません。なお、介護サービス（住宅改修、福祉用具購入を含む）の利用希望がある場合には、福祉事務所へ相談してください。



6 出産扶助

出産費用を限度額内で支給します。



7 生業扶助

高等学校の費用や就職するために必要となる技能、資格習得にかかる費用を支給します。また、大学や専門学校への進学費用に対しても、さまざまな制度があるので、相談してください。



8 葬祭扶助

世帯員が亡くなった際に必要な葬儀費用などを限度額内で支給します。



その他、国民年金保険料、国民健康保険料、市県民税、NHK放送受信料、住民票交付手数料などの減免を受けることができます。

*現物給付とは、医療行為や介護サービスでかかる費用を福祉事務所が直接医療機関、介護機関に納めることを指します。

○保護費の支給方法

①毎月の保護費

保護費は、原則として毎月5日（5日が土日、祝日に当たるときは、その直前の平日）に指定の金融機関に振り込みます。



②臨時の保護費

アパートの契約更新料や通学定期代など、臨時で必要となる一時的な保護費は、翌月分の保護費に合わせて支給するか、臨時的に支給します。

●生活保護を利用するかたの権利

生活保護を利用するかたには、次のような権利が保障されています。

1. 条件を満たせば、すべてのかたが平等に生活保護を利用できます。
2. 正当な理由なく、保護費を削減されたり、生活保護が利用できなくなったりするようなことはありません。
3. 受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

※生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、決定の内容に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算して、3か月以内に県知事等に対して、審査請求することができます。

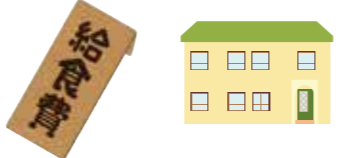
●生活保護を利用するかたの義務

生活保護を利用するかたには、生活の維持や自立した生活が送れるようになるため、次のような義務があります。

1. 生活向上に向けた努力をする
働けるかたはその能力に応じて、働いて収入を得ることができるよう努めてください。病気やけがで働けないかたは、病院を受診し、治療に専念してください。



2. 保護費を支給目的のために使う
住宅の家賃、給食費や教材費などの学納金は、それぞれの用途のために支給しているものですので、滞納などがないようにしてください。家賃や給食費などを滞納した場合は、代理納付として福祉事務所が債権者に直接振込を行うことがあります。



3. 生活保護法に基づく指示・指導を守る
福祉事務所から、上記の義務や正しく生活保護を利用するために必要な指示や指導を受けたときには、これを守らなければなりません。

●届け出が必要なもの

生活状況に変化があったときは、保護費を調整する必要があるため、必ず報告をしてください。

世帯状況に変化があったとき (例)

- ・ 住所が変わるとき（転居などについては必ず事前に相談してください）
- ・ 家族に変化があったとき（出生・死亡・転入転出・入退学・休学・卒業・入退院・事故・結婚など）
- ・ 就職や離職をしたとき
- ・ 健康保険の資格を取得や喪失をしたとき
- ・ 帰省などで家を長期間留守にするととき
- ・ 生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき
- ・ 家賃・地代が変更されるとき
- ・ その他生活状況に大きな変化があったとき



収入に変化があったとき (例)

- ・ 毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与収入があったとき
- ・ 年金などの公的手当があったとき
- ・ 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- ・ 交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき
- ・ 債務整理（個人の借金を整理すること）による過払金があったとき
- ・ 不動産など資産の売却益があったとき
- ・ 相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき



※記載したものは一部の例であり、あらゆる収入の申告が必要です。



収入申告を適正に行えば、次のような控除や、収入として認定しない取り扱いができることがあります。

※控除→ある金額（収入）から一定の金額を差し引くことです。控除された分は手元に残ることになります。

就労収入に対する控除	
①基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
②20歳未満控除	20歳未満が就労した場合、基礎控除のほか一定の金額が控除されます。
③その他の必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
高校生のアルバイト収入	
高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取り扱いとなります。	

※その他、自立更生のために充てられると認められるものについても、収入として認定しない取り扱いがありますので、申告するときに相談してください。

..... お問い合わせ・相談先

○ケースワーカー（福祉事務所の職員）

ケースワーカーとは、生活保護を利用するかたの困っていることへの解決や自立を目指す上でどうすればよいのかを一緒に考え、手助けをする者です。また、ケースワーカーは生活状況の確認や、相談に応じるために定期的にお住まいを訪問します。何か生活上の問題があれば、遠慮なく相談してください。



○民生委員

各地域には生活に困っているかたの見守りや相談に乗ってくれる民生委員がいます。福祉事務所と協力関係にありますので、近くの民生委員にもぜひ相談してください。



「個人の秘密は堅く守りますので安心してください。」

メモがき



〒250-8555 小田原市荻窪300番地

小田原市福祉事務所（小田原市役所 生活援護課 生活援護係）

電話番号 0465-33-1463

FAX番号 0465-33-1849

出典：小田原市WEBサイト
生活保護のしおり

<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/global-image/units/385146/1-20190410161448.pdf>

表3 市立幼稚園の集約化（イメージ）

No.	エリア	園名	バス※	集約化等	予定年度
1	北部	筑波	〇〇	既存施設内での集約化を検討	令和9年度
2	北部	大穂	〇		
3	西部	上郷	〇	既存施設内での集約化を検討	令和9年度
4	西部	島名	〇		
5	東部	桜南	〇	既存施設内での集約化を検討	令和9年度
6	東部	桜	〇		
7	中央	東			
8	中央	二の宮			
9	中央	手代木南		既存施設内での集約化を検討	令和9年度
10	中央	松代			
11	中央	竹園西		敷地等の条件から近隣小学校内での集約化を検討	令和10年度以降
12	中央	竹園東			
13	中央	吾妻			
14	南部	谷田部	〇〇	谷田部小学校内に設置	—
15	南部	荃崎	〇〇	荃崎第3小学校内に設置	—

※現在所有するバスを活用し、各園の送迎を行う。

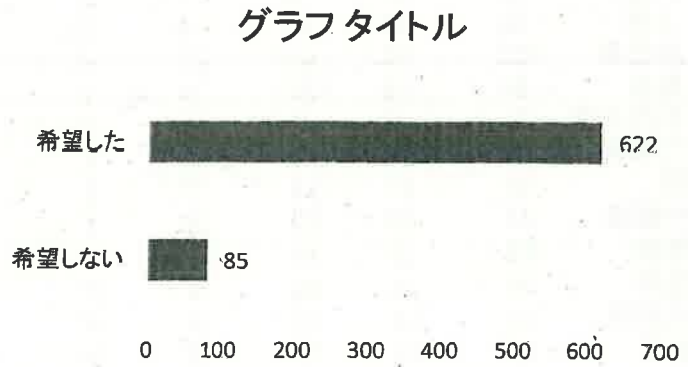
出典：つくば市立幼稚園のあり方検討委員会会議録1-4回より抜粋

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/7/youchien1-4.pdf>

幼稚園3年保育アンケート

問3 3年保育を実施した場合希望したか

幼稚園名	回答数	希望した	希望しない
大穂	36	28	8
上郷	32	27	5
谷田部	126	120	6
島名	54	42	12
手代木南	21	18	3
二の宮	48	46	2
桜	41	38	3
竹園東	41	39	3
吾妻	27	26	1
桜南	30	24	6
竹園西	32	28	3
筑波	49	42	7
東	37	29	8
松代	91	79	12
高崎	26	23	3
岩崎	16	13	3
	707	622	85



出典：幼稚園3年保育に関するアンケート（保護者用）より（H30実施）
つくば市学務課提供

質問5 つくば市立幼稚園の今後について、ご意見をお聞かせください。**※自由記述回答のうち、公立幼稚園の3年保育を広げてほしい旨の回答を抜粋**

3歳保育の幼稚園がもっと増えればいいと思う

3年保育を拡大していかないと保育園や私立の幼稚園に子どもが流れていくと思う。

公立幼稚園の園児数が減っているのが残念です。3年保育にして人気上がり、園児数も適正な人数まで増えて、公立の良さを継続していけるとよいです。(中略)子どもたちにとっても、先生がいそいそと働ける環境であることを望みます。

子供、保護者双方にとって、3年保育のメリットは大きいと思います。現在は2園のみしか実施されていないようですが、できるだけ多くの園へと拡大してほしいと思います。そのための保育士の確保や施設の改修など、市の支援(投資)を期待します。

市立幼稚園は園児数が激減しています。様々な個性のある子どもも多くて大変だとは思いますが、それを含めて市立幼稚園の良い所だと思います。(中略)全ての園で3年保育を始めるべきだと思います。

先生方のおかげで、楽しい3年間を過ごすことができました。3年保育で、子どもも充実した幼稚園生活を送ることができました。つくば市の他の公立幼稚園も3年保育になると、公立幼稚園の園児数も増えると思います。公立幼稚園に通ったことで、同じ小学校に行く友達もでき、幼保小の交流会や、中学生との交流もあり、公立ならではの良さがあったと思います。

全ての公立幼稚園で3年保育を行ってほしい。

出典：つくば市立幼稚園のあり方検討委員会会議録 1-4回より抜粋
<https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/7/youchien1-4.pdf>

p23 資料⑤ 3年保育と預かり保育に関する保護者のニーズ調査

問 21 現在、利用している、利用していないにかかわらず、今後、定期的にご利用したいと考える事業は、次のどれですか。
 (あてはまる番号すべてに○)
 ※これらの事業の利用には、一定の利用料がかかります。

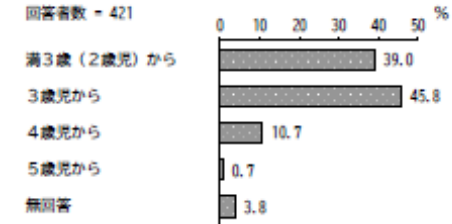
「認可保育所」の割合が53.6%と最も高く、次いで「認定こども園」の割合が21.6%、「私立幼稚園」の割合が19.8%となっています。
 平成30年度調査と比較すると、「認可保育所」の割合が増加しています。



※1：平成30年度調査には、選択肢がありませんでした。
 ※2：令和5年度調査には、選択肢がありませんでした。

問 21-2 【問21で「公立幼稚園」または「私立幼稚園」に○をつけた方にうかがいます。】
 何歳から幼稚園を利用したいですか。
 (あてはまる番号1つに○)

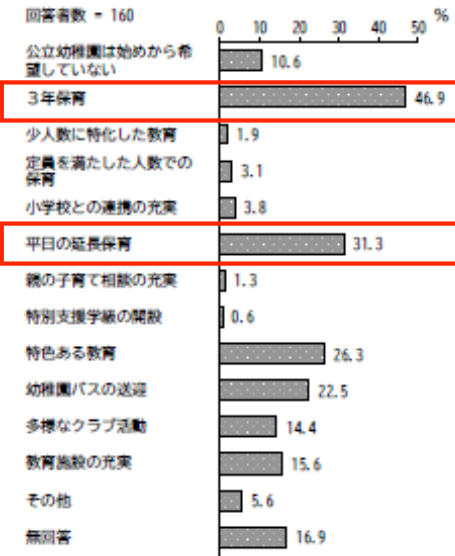
「3歳児から」の割合が45.8%と最も高く、次いで「満3歳(2歳児)から」の割合が39.0%、「4歳児から」の割合が10.7%となっています。



問 21-3 【問21で「公立幼稚園」に○をつけず「私立幼稚園」に○をつけた方にうかがいます。】
下記の項目があれば、公立幼稚園を希望する(していた)というものは何ですか。
 (あてはまる番号3つまでに○)

「3年保育」の割合が46.9%と最も高く、次いで「平日の延長保育」の割合が31.3%、「特色ある教育」の割合が26.3%となっています。

下線等はあさのによる



※R6.3月公表のつくば市子育てアンケート調査結果報告書より引用 (9ページに出典情報詳細あり)

つくば市立幼稚園 各園長様
同 保護者の皆様
関係者様

つくば市立幼稚園PTA連絡協議会

つくば市立幼稚園の存続及び3年保育の導入を検討いただく要望書への賛同署名活動へのご協力をお願い

日頃より大変お世話になっております。

このたび、つくば市立幼稚園の在り方に関する要望書への賛同および署名のお願いについて、皆様にご協力をお願いいたくご案内申し上げます。

これまで公立幼稚園の在り方については、市議会での議論や[]からの要望を受け、「つくば市立幼稚園の在り方検討委員会」が設置されました。今年度9月より会議が開始され、幼稚園の効果的・効率的な運営体制や、幼稚園の機能・役割について検討が進められています。

現在、少子化や共働き家庭の増加など社会の変化により、公立幼稚園に通う園児数は減少傾向にあります。また、園舎の老朽化や人材不足といった課題も重なり、このままでは急速な統廃合へと進む可能性が高い状況にあると感じています。

しかし、地域の公立幼稚園に通うことは、地域住民の方々との関わりを育み、子どもたちの見守りや安全にもつながります。また、幼稚園で築いた友人関係を小学校・中学校へとつなげ、保護者同士も顔見知りとなることで、温かみのある人間関係の構築にも寄与すると考えています。

さらに、つくば市が掲げる「つくば市教育大綱」の理念に沿った保育を実践されている先生方のご指導は、子どもたちの成長を大きく支え、小学校への確かな基礎づくりにつながっています。一人ひとりの園児を大切に見守ってくださっている先生方の存在に、日々深く感謝しています。遊びの中で学び、自主性を第一に考え、子どもらしさを大切に誰もが通う事のできる公立幼稚園は、これからの時代においても幼稚園選びの重要な選択肢として残していきたいと強く願っています。

そのような中、保護者からは「公立幼稚園でも3年保育を実施してほしい」という要望の声が多く寄せられています。3年保育が実現することで、公立幼稚園を選択する家庭が増え、園児数の増加にもつながることが期待されます。それは、子どもたちが慣れ親しんだ地域の中で成長できる環境を守り、公立幼稚園をこれからも大切に残していくことにつながると考えています。

こうした保護者一人ひとりの思いを市に届けたいという願いから、つくば市立幼稚園PTA連絡協議会として要望書を提出することとし、次回開催予定の検討委員会にて提出する予定です。その実現に向け、ぜひ皆様のお力をお貸しいただきましたら幸いです。記入の際には下記注意事項をご確認ください。

ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、本趣旨にご賛同いただき、署名へのご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

<注意事項>

- ・令和8年1月30日(金)までに各幼稚園、担任の先生方へご提出ください。
- ・本署名は強制ではございません。本趣旨にご賛同いただける場合は、保護者の方、卒園生の保護者の方、また地域住民の方など、どなたでもご署名いただけます。
- ・住所は必ず都道府県名からお書きください。同じ名字や住所の方が続いても「R」「同上」等の省略はせず、それぞれご記入をいただきますようご協力をお願いいたします。
- ・ご意見等ありましたら備考欄にお書きください。
- ・ご記入いただいた個人情報、本要望書提出の目的以外には使用いたしません。

出典：市立幼稚園関係者提供資料を許可を得て転載

資料① 幼稚園費の推移

(つくば市一般会計：第10款 第4項 第1目)

(単位：千円)

事業No. 事業名	R 2年度 実績	R 3年度 実績	R 4年度 実績	R 5年度 実績	R 6年度 実績	R 7年度 予算
05 職員給与関係経費	597,236	605,193	628,243	622,736	665,309	674,207
06 会計年度任用職員に要する経費	10,739	11,665	9,772	11,272	24,539	30,279
11 施設整備に要する経費	29,121	36,616	210,920	36,461	143,056	776,043
12 幼稚園管理運営に要する経費	78,640	74,329	80,266	76,446	85,222	88,611
13 幼稚園保健管理に要する経費	8,530	8,212	8,132	7,685	7,620	9,323
14 幼児教育振興に要する経費	4,713	4,292	4,499	4,370	4,320	5,504
15 施設管理に要する経費	19,576	19,926	21,593	29,624	28,291	33,619
16 幼稚園施設取得に要する経費	29,013	29,028	29,044	29,060	28,449	0
17 備品整備に要する経費	6,147	6,109	5,120	4,503	4,715	6,537
18 情報機器整備に要する経費	2,162	2,139	2,151	3,839	4,236	5,132
19 私立幼稚園利用給付に要する経費	439,555	431,896	409,739	373,375	197,427	203,515
合計	1,225,432	1,229,405	1,409,479	1,199,371	1,193,184	1,832,770

※実績はつくば市歳入歳出決算書、予算はつくば市一般会計予算、9月補正後(補正予算第4号)より。

出典：つくば市立幼稚園のあり方検討委員会会議録1-4回より抜粋 赤枠はあさのによる

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/7/youchien1-4.pdf>